

鈴鹿医療科学大学私費外国人留学生学納金減免に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、鈴鹿医療科学大学に在学する私費外国人留学生に対する、学納金減免についての取扱いを定めるものとする。

(資格)

第2条 学部及び大学院の正規課程に在学しており、在留資格が「留学」であるもの。

2 次の各号のいずれかに該当しないもの。

- (1) 前期の出席日数を勘案し、学業継続の意志がないと認められる者
- (2) 前期の学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 経済的に恵まれていると認められる者
- (4) 留年した者（ただし、病気その他やむを得ない理由により留年した者は除く。）
- (5) 休学中の者

(学納金減免)

第3条 1年間に係る学納金の30%を減免する。

(出願手続)

第4条 学納金減免を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、学部生は学部長へ、大学院生は研究科長へ提出すること。

- (1) 事由書
- (2) その他当該学部長又は研究科長が特に必要と認める書類

(選考)

第5条 学部生については教授会、大学院生については大学院委員会の審議を経て、運営協議会に諮り理事長が決定する。

(学納金減免の方法)

第6条 学納金減免は、後期学納金より一括して行う。

(学納金減免の取り消し)

第7条 学納金減免後に第2条の第1項及び第2項に係る事項に該当しなくなった者は、学納金減免を取り消し、減免額分の返還を求める場合がある。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、運営協議会に諮り理事長がこれを行う。

附 則

この内規は、平成12年度より適用する。